

新発田市建設工事優良施工業者等表彰要綱（平成19年告示第159号）新旧対照表

現行	改正後
<p>○新発田市建設工事優良施工業者等表彰要綱</p> <p>平成19年7月13日 告示第159号</p> <p>新発田市建設工事優良施工業者表彰要綱（昭和57年新発田市告示第18号）の全部を次のように改正し、平成19年6月1日から実施した。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、新発田市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）を請け負う業者に対し、工事の適正な施工、技術水準の向上及び安全管理の向上を図るほか、建設意欲の高揚を目的として、優れた工事を施工した建設業者の表彰及び主任技術者等の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に定める土木建築に関する工事をいう。</p> <p>2 この要綱において「建設業者」とは、市発注工事を直接請け負う者であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 新発田市に営業所を有するもの</p> <p>(2) 新発田市建設工事入札参加資格審査規程（平成3年新発田市告示第23号）第13条に規定する特定建設工事共同企業体（ただし、新発田市に営業所を有するものを構成員に含む場合に限る。）</p>	<p>○新発田市建設工事優良施工業者等表彰要綱</p> <p>平成19年7月13日 告示第159号</p> <p>新発田市建設工事優良施工業者表彰要綱（昭和57年新発田市告示第18号）の全部を次のように改正し、平成19年6月1日から実施した。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、新発田市が発注する建設工事（以下「市発注工事」という。）を請け負う業者に対し、工事の適正な施工、技術水準の向上及び安全管理の向上を図るほか、建設意欲の高揚を目的として、優れた工事を施工した建設業者の表彰及び主任技術者等の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この要綱において「建設工事」とは、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に定める土木建築に関する工事をいう。</p> <p>2 この要綱において「建設業者」とは、市発注工事を直接請け負う者であって、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>(1) 新発田市に営業所を有するもの</p> <p>(2) 新発田市建設工事入札参加資格審査規程（平成3年新発田市告示第23号）第13条に規定する特定建設工事共同企業体（ただし、新発田市に営業所を有するものを構成員に含む場合に限る。）</p>

3 この要綱において「主任技術者等」とは、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある法第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 優良建設工事表彰

市発注工事に係る土木一式工事、建築一式工事及びその他専門工事の各部門において、工事成績が優秀で他の模範となるべき建設工事を施工した建設業者を表彰する。

(2) 優良安全工事表彰

市発注工事において、工事成績が優秀で特に工事現場等の安全管理に優れた建設工事を施工した建設業者を表彰する。

(3) 優良技術者表彰

市発注工事において、工事成績が優秀で他の模範となるべき主任技術者等を表彰する。

3 この要綱において「主任技術者等」とは、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある法第19条の2第1項に規定する現場代理人、第26条第1項に規定する主任技術者又は同条第2項に規定する監理技術者をいう。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は、次のとおりとする。

(1) 最優良建設工事表彰

市発注工事に係る土木一式工事、建築一式工事及びその他専門工事の各部門において、工事成績が最も高い評定点で他の模範となるべき建設工事を施工した建設業者を表彰する。

(2) 優良建設工事表彰

市発注工事に係る土木一式工事、建築一式工事及びその他専門工事の各部門において、工事成績が優秀で他の模範となるべき建設工事を施工した建設業者を表彰する。

(3) 特定建設工事共同企業体優良建設工事表彰

市発注工事に係る工事成績が優秀で他の模範となるべき建設工事を施工した特定建設工事共同企業体を表彰する。

(4) 優良技術者表彰

市発注工事において、工事成績が優秀で他の模範となるべき主任技術者等を表彰する。

(対象工事)

第4条 表彰の選考の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事で、請負金額が500万円以上のものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、契約検査課長が推薦し、第7条で定める新発田市優良建設工事施工業者等表彰審査委員会の選考を経て、市長が決定する。

(決定又は推薦の取消し)

第5条の2 市長は、第10条の規定により表彰を行うまでの間に、被表彰者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被表彰者の決定を取り消すことができる。

- (1) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号。以下「指名停止要綱」という。）別表第1に掲げる措置要件に該当すること。
- (2) 指名停止要綱別表第2に掲げる措置要件に該当すること。
- (3) その他表彰にふさわしくない行為又は事実があること。

2 前項の規定は、契約検査課長の被表彰者の推薦について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「第10条の規定により表

#### (5) 優良若手技術者表彰

市発注工事において、工事成績が優秀な若手の主任技術者等を表彰する。

#### (6) 優良安全・創意工夫等工事表彰

市発注工事において、安全管理を実施し、創意工夫又は地域貢献等があった工事の建設工事を施工した建設業者を表彰する。

(対象工事)

第4条 表彰の選考の対象となる建設工事（以下「対象工事」という。）は、表彰を行う年度の前年度（以下「対象年度」という。）に完成した工事で、請負金額が500万円以上のものとする。

(被表彰者の決定)

第5条 被表彰者は、契約検査課長が推薦し、第7条で定める新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員会の選考を経て、市長が決定する。

(決定又は推薦の取消し)

第5条の2 市長は、第10条の規定により表彰を行うまでの間に、被表彰者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該被表彰者の決定を取り消すことができる。

- (1) 新発田市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成19年新発田市告示第90号。以下「指名停止要綱」という。）別表第1に掲げる措置要件に該当すること。
- (2) 指名停止要綱別表第2に掲げる措置要件に該当すること。
- (3) その他表彰にふさわしくない行為又は事実があること。

2 前項の規定は、契約検査課長の被表彰者の推薦について準用する。この場合において、前項各号列記以外の部分中「第10条の規定により表

彰を行うまでの間」とあるのは「前条に規定する新発田市優良建設工事  
施工業者等表彰審査委員会の選考までの間」と読み替えるものとする。

(推薦の基準及び方法)

第6条 第3条各号に掲げる表彰に係る被表彰者の推薦基準は、次のとおりとする。

(1) 優良建設工事表彰

ア A基準

彰を行うまでの間」とあるのは「前条に規定する新発田市建設工事優良  
施工業者等表彰審査委員会の選考までの間」と読み替えるものとする。

(推薦の基準及び方法)

第6条 第3条各号に掲げる表彰に係る被表彰者の推薦基準は、次のとおりとする。

(1) 最優良建設工事表彰

ア 対象工事を建設工事の部門別としたときに、いずれかの部門において、別に定める新発田市請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定点（以下「評定点」という。）のうち最も高い評定点である施工実績を有していること。建設工事の部門については、土木一式工事とは「工事成績採点表（土木）」を適用する土木一式工事とし、建築等一式工事とは「工事成績採点表（建築等）」を適用する建築・電気・機械器具・塗装等とし、その他専門工事とは「工事成績採点（土木）」を適用する土木一式工事以外のものとする。

イ 対象工事の施工実績のうち、評定点が80点以上の建設工事を1件以上有し、かつ、65点未満の建設工事を有しないこと。

ウ 推薦を行う日から過去3年間において、指名停止要綱の規定する指名停止を受けていないこと。

エ 推薦を行う日から過去2年間において、指名停止要綱第10条に規定する警告等を受けていないこと。

(2) 優良建設工事表彰

ア 対象工事の施工実績が3件以上有すること。

(ア) 対象工事の施工実績を3件以上有すること。

(イ) 対象工事の施工実績のうち、新発田市請負工事成績評定実施要領に基づく成績評定点（以下「評定点」という。）が80点以上の建設工事を1件以上有し、かつ、65点未満の建設工事を有しないこと。

(ウ) 推薦を行う日から過去3年間において、指名停止要綱の規定による指名停止を受けていないこと。

(エ) 推薦を行う日から過去2年間において、指名停止要綱第10条に規定する書面又は口頭での警告又は注意の喚起を受けていないこと。

#### イ B基準

(ア) 対象工事の施工実績が1件又は2件であること。

(イ) 対象工事（A基準又はC基準で表彰される建設業者の対象工事を除く。）を建設工事の種類（法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類をいう。）別にしたときに、いずれかの建設工事の種類において最も高い評定点である施工実績を有していること。

(ウ) アの（イ）から（エ）までに同じ。

#### ウ C基準

(ア) 対象工事が特定建設工事共同企業体の施工であること。

(イ) 対象工事の評定点が80点以上の建設工事であること。

(ウ) 特定建設工事共同企業体としてアの（ウ）及び（エ）に該当すること。

イ 前号イからエまでに該当すること。

(エ) 特定建設工事共同企業体の構成員のいずれかが、アの(ウ)及び(エ)のいずれかに該当する場合又は対象年度において評定点65点未満の建設工事を有する場合は、当該構成員のみ表彰を行わない。

(2) 優良安全工事表彰

ア 対象工事の施工実績のうち、評定点が80点以上で、かつ、別に定める主任監督員考査項目別運用表(以下「運用表」という。)に基づく成績評定における安全対策がa評価である建設工事(オにおいて「a評価等工事」という。)を1件以上有し、評定点65点未満の建設工事を有しないこと。

イ 対象年度の3月31日から過去2年間において、請負金額が500万円以上の市発注工事の施工実績を2件以上有すること。

ウ 推薦を行う日から過去3年間において、指名停止要綱の規定による指名停止を受けていないこと。

エ 推薦を行う日から過去2年間において、指名停止要綱第10条に規定する書面又は口頭での警告又は注意の喚起を受けていないこと。

オ a評価等工事において、工事担当課長(工事担当課長が2人以上いる場合は、それぞれの工事担当課長)が安全管理に特に優れていると認めること。

(3) 特定建設工事共同企業体優良建設工事表彰

ア 対象工事が特定建設工事共同企業体の施工であること。

イ 対象工事の評定点が80点以上の建設工事であること。



2 契約検査課長は、前項各号に定める表彰基準に該当する建設業者又は主任技術者等があるときは、次に掲げる表彰区分ごとの推薦書（別記第1号様式から別記第3号様式まで）により、新発田市優良建設工事施工業者等表彰審査委員会へ推薦するものとする。

- (1) 優良建設工事表彰 別記第1号様式又は別記第1号様式の2
- (2) 優良安全工事表彰 別記第2号様式
- (3) 優良技術者表彰 別記第3号様式

3 契約検査課長は、前2項の規定にかかわらず、対象工事の安全管理において、表彰に値する創意工夫があったと認めるときは、当該工事を施工した建設業者を  
別記第4号様式により新発田市優良建設工事施工業者等表彰審査委員会へ推薦することができる。

(委員会)

ア 対象工事のうち、成績評定点が80点以上で、かつ、a評価等工事に従事した主任技術者等であって、指導監督したすべての建設工事の評定点が65点以上であること。

イ 対象年度末での年齢が40歳以下の者であること。

ウ 前号ウ及びエに該当すること。

エ a評価等工事において、工事担当課長（工事担当課長が2人以上いる場合は、それぞれの工事担当課長）が工事成績が優秀であると認める者であること。

2 契約検査課長は、前項各号に定める表彰基準に該当する建設業者又は主任技術者等があるときは、次に掲げる表彰区分ごとの推薦書（別記第1号様式から別記第3号様式まで）により、新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員会へ推薦するものとする。

- (1) 最優良建設工事表彰 別記第1号様式
- (2) 優良建設工事表彰 別記第1号様式の2
- (3) 特定建設工事共同企業体優良建設工事表彰 別記第1号様式の3
- (4) 優良技術者表彰 別記第2号様式
- (5) 優良若手技術者表彰 別記第3号様式

3 契約検査課長は、前2項の規定にかかわらず、対象工事 \_\_\_\_\_ に  
おいて、表彰に値する安全管理・創意工夫等があったと認めるときは、当該工事を施工した建設業者を優良安全・創意工夫等工事表彰推薦書  
(別記第4号様式)により新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員会へ推薦することができる。

(委員会)

第7条 被表彰者の選考に関する事項を審査するため、新発田市優良建設工事施工業者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副市長
  - (2) 副委員長 総務課長
  - (3) 委員 財務課長、地域整備課長、維持管理課長、建築課長、下水道課長\_\_\_\_\_
- （委員長及び副委員長）

第8条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の審査の結果について、市長に内申するものとする。

4 委員会の庶務は、契約検査課検査・技術管理室において行う。

（表彰の方法等）

第10条 表彰は、市長が定める日に行う。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。

3 表彰された建設業者又は主任技術者等は、広報しばた及び新発田市ホームページにおいて公表する。

（補則）

第7条 被表彰者の選考に関する事項を審査するため、新発田市建設工事優良施工業者等表彰審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 副市長
  - (2) 副委員長 地域整備課長
  - (3) 委員 \_\_\_\_\_維持管理課長、建築課長、下水道課長、水道局長
- （委員長及び副委員長）

第8条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、委員会の審査の結果について、市長に内申するものとする。

4 委員会の庶務は、契約検査課検査・技術管理室において行う。

（表彰の方法等）

第10条 表彰は、市長が定める日に行う。

2 表彰は、表彰状を授与して行う。

3 表彰された建設業者又は主任技術者等は、広報しばた及び新発田市ホームページにおいて公表する。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

前文（平成19年告示第201号）抄  
平成19年10月1日から実施した。  
（中略）

前文（令和7年告示第200号）抄  
令和7年4月1日から実施した。  
別記第1号様式（第6条関係）（略）  
第1号様式の2（第6条関係）（略）

第2号様式（第6条関係）（略）  
第3号様式（第6条関係）（略）  
第4号様式（第6条関係）（略）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

前文（平成19年告示第201号）抄  
平成19年10月1日から実施した。  
（中略）

前文（令和7年告示第200号）抄  
令和7年4月1日から実施した。  
別記第1号様式（第6条関係）（略）  
第1号様式の2（第6条関係）（略）  
第1号様式の3（第6条関係）（略）

第2号様式（第6条関係）（略）  
第3号様式（第6条関係）（略）  
第4号様式（第6条関係）（略）